

税制ワーキンググループ設置要綱

令和元年 6 月 12 日
文化庁次長決定

1. 目 的

芸術文化の振興に資するための税制優遇措置の方策等を検討するため、「税制ワーキンググループ」を設置する。なお、当ワーキンググループは、文産官連携会議（仮称）の下におくことを前提とする。

2. 構 成

- (1) 税制ワーキンググループには、有識者等から、文化庁次長が委嘱した者（以下「委員」という。）により構成する。
- (2) 税制ワーキンググループには、座長を置く。
- (3) 税制ワーキンググループは必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

3. 任 期

税制ワーキンググループ委員の任期は、原則として、委嘱した年度内とする。

4. 税制ワーキンググループの庶務

税制ワーキンググループの運営に関する庶務は、文化庁文化経済・国際課において処理する。

(別紙)

税制ワーキンググループ委員

池上 健	明治大学会計専門職研究科専任教授, (一財)東美鑑定評価機構業務執行理事
大谷 省吾	東京国立近代美術館美術課長
絹谷 健二	三井住友銀行成長産業クラスター業務開発グループ
小松 隼也	弁護士, 長島・大野・常松法律事務所アソシエイト
中島 礼子	税理士, デロイト トーマツ税理士法人
濱崎 礼二	宮城県美術館副館長兼学芸部長
光田 由里	DIC 川村記念美術館学芸グループマネージャー
森信 茂樹	公益財団法人 東京財団政策研究所 研究主幹
山口 栄一	経済同友会 アートの産業化検討分科会会長
山本 豊津	株式会社東京画廊代表取締役社長

以上 10 名